

土地・家屋の価格などの縦覧

市では、固定資産税に対する納税者などの信頼を確保するため、土地・家屋縦覧帳簿（以下「縦覧帳簿」）を作成しています。

この縦覧帳簿を縦覧することで、納税者以外の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の価格が適正かどうかを判断できるよくなっています。（無料）

また、課税台帳の閲覧は、本人資産に係る部分は常に閲覧できます。

（有料）

◆縦覧期間

4月2日(月)～5月31日(木)

※土・日曜日、祝日を除く

◆縦覧場所

税務課、各地域事務所(各事務所が保管する各地域の分のみ)

◆縦覧帳簿

▽土地の縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、評価額

▽家屋の縦覧帳簿＝家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

※いずれの縦覧帳簿にも、所有者氏名や課税標準額は記載されていません。

※縦覧帳簿のコピーはできません。縦覧できる人

◆固定資産税の納税者。ただし、

免税点未満の方は、納税者から除外されるため縦覧できません。

また、土地のみを所有する納税者は家屋の縦覧ができず、逆に家屋のみを所有する納税者は土地の縦覧ができません。

借地・借家人は縦覧できませんが、賃貸借契約などの対象となっている資産の課税台帳の閲覧ができますので、「権利関係を示す書面」などを持参してください。

このほか、固定資産税の路線価については全市町村で公開していますので、窓口でお申し出ください。

なお、納税管理人や納税者と同居の親族の方は、納税通知書または課税明細書を持参すれば、納税者の代理人として縦覧できます。

◆申請に必要なもの

本人確認をしますので、印鑑と運転免許証などを持参して

ださい。納税通知書および同時に送付する課税明細書を持参すれば確認が早くできます。

◆照会先

税務課土地係 (☎ 27731)

家屋係 (☎ 28783)

(FAX 212308)

評価額の審査申出

固定資産税の納税義務者の方で、固定資産課税台帳に登録された評価額について不服があるときは、固定資産評価審査委員会に対して審査申出を行うことができます。

審査申出をする場合は「固定資産評価審査申出書」に必要事項を記入し、固定資産評価審査委員会に提出してください。審査申出書は、同委員会事務局にあります。

◆審査申出期間

4月2日(月)から納税通知書の交付を受けた日の60日後まで

◆照会先

固定資産評価審査委員会事務局(総務管財課内)

(☎ 26803) (FAX 21600)

市長と「車座集會」を開催しませんか

「市民主権、市民自治」自分たちのことは、自分たちで決める社会に」を目指して！

市では、市民の皆さんと市長との対話を通して、市政に対する市民の皆さんの理解を深めていただき、ご意見や提言を聴かせていただく「車座集會」を開催します。

「車座集會」は、各種団体やグループなどを単位に、おおむね5人から15人程度で開催するもので、テーマは、単なる要望や苦情などの行政相談、特定の個人または団体の権利に関する事項などではなく、これからの市全体または地域のまちづくりの推進に関する事項の中で、あらかじめ決めていただきます。取り上げられたテーマについて、市民の皆さんと市長がひざを付き合わせて語り合う会です。

開催日時、場所やテーマは、事前に代表者としてご相談いたします。お問い合わせ・申し込みは広報課まで。

◆照会先

広報課 (☎ 26806) (FAX 27744)